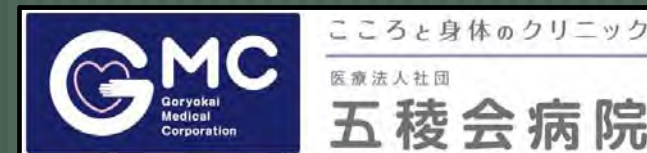


【GMCPLM0070】



医療リワークと福祉リワーク

- リワークの定義
- 医療機関のリワーク（医療リワーク）
- 職業センターの支援
- 福祉リワーク（就労移行支援）
- 復職までの典型的な流れ
- 休職期間中の就労系障害福祉サービスの3要件
- 人員配置とコスト差



令和8年2月作成

リワークとは何か

- 主にうつ病などのメンタルヘルス不調で休職した人が、安全に職場復帰（復職）できる状態を取り戻すために行う復職支援プログラム

リワークの目的

リワークの目的は、単に復職することではなく、

- 復職後に再休職しないこと
- 働き続けられるセルフケア能力をつけること
- 職場の環境調整も含めて「再発しにくい働き方」を作ること

言い換えると

「復職」ではなく「**職場定着**」までを視野に入れた支援がリワークの特徴

なぜリワークが必要なのか

メンタル不調による休職では、症状が落ち着いても

- 毎日出勤する体力・集中力が戻っていない
- 対人場面の負荷（会議、電話、雑談など）が大きい
- 不調のきっかけ（職場ストレス）が整理できていない
- 再発のサインを見逃しやすい

という状態が多く

「復職できたとしても再休職しやすい」ことがある

リワークはここを補うために

復職＝ゴールではなく、**復職後の安定就労**が目標

リワークで行うこと

- 働くための生活リズム
- 業務を続けられる集中力・持久力
- ストレスに対処する方法
- 再発しないための自己管理
- 職場での配慮や働き方の調整などを、

段階的に整えること

リワークの種類

- 1 医療機関**：休職者に治療・再発予防を行い、生活リズムや作業耐性を通所訓練で回復（医療保険）
- 2 職業センター**：職業評価にもとづき復職可否や必要配慮を整理し、職場復帰計画や会社調整を支援（無料）
- 3 就労移行支援**：生活・体調管理から業務スキル訓練まで行い、復職/就職後の職場定着まで継続支援（福祉）

区分	1 医療機関 のリワーク	2 地域障害者職業 センターのリワーク	3 就労移行支援 のリワーク
主体	病院・クリニック (精神科等)	独立行政法人の支援機関 (職業リハ)	障害福祉サービス事業所
主目的	体調安定 + 再発予防 + 復職準備	復職可否の評価 + 復職支援 + 職場調整	復職・就職に向けた訓練 + 定着
対象	休職者 (主に精神疾患)	障害 (精神含む) により 就労課題がある人	障害者手帳等の要件を 満たす人 (精神も多い)
休職中の利用	しやすい	しやすい	可能だが制度・ 会社との調整が必要なことも
内容	CBT、SST、集団療法、 模擬業務、心理教育	職業評価、復職プラン、 職場との調整、ジョブコーチ等	PC訓練、模擬業務、生活管理、 就活/復職支援、定着支援
強み	医師と連携しやすい ／治療と一体	職場連携が強い ／評価が客観的	生活～就労まで支援が厚い ／定着支援が長い
弱み	職場調整は弱めな場合あり	医療 (治療) そのものはしない	医療的判断はできない／要件あり
費用	医療保険 (自己負担1～3割等)	原則無料	原則1割負担 (所得により0円あり)
ゴール	復職 (再休職予防)	復職 (職場で安定)	復職・就職 + 定着

リワークの典型的な流れ（復職まで）

段階	目安	主な目的	具体的に行うこと（例）	チェックポイント（目安）
①導入 （通所開始）	1～4週	生活リズムの 再構築・通所習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・週2～3回から開始 ・起床/睡眠の固定 ・短時間の軽作業、簡易課題 ・体調記録（睡眠・気分・疲労） 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻/欠席が少ない ・通所後に強い疲労が残りすぎない
②安定期 （通所安定）	1～2か月	作業耐性 ・集中力の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・週4～5回通所へ増やす ・PC課題、読解、作業訓練 ・グループワーク（報連相） ・ストレス対処の学習開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・週5相当が継続できる ・集中が一定時間続く
③復職準備期	1～2か月	「働く想定」での 訓練と再発予防	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬業務（時間管理/納期） ・対人負荷（会議、発表等） ・不調の引き金の整理 ・再発予防計画（危険サイン/対処） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を想定した負荷に耐えられる ・セルフケア方法を説明できる
④復職判定 ・職場調整	2～4週	復職条件の 最終確定	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医の判断（診断書等） ・産業医面談 ・人事/上司と復職面談 ・勤務条件（時短/業務量）の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・復職時期・勤務条件が具体化 ・無理のない業務設計ができています
⑤復職後 フォロー （重要）	3～6か月 （～1年）	再休職予防 ・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・復職後の疲労管理 ・定期面談（医師/産業医） ・業務量の段階調整 ・再発兆候の早期対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・欠勤が増えない ・無理をしたときに早めに相談できる



平成29年3月30日 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

(就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用)

問12 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(答)

一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 令和4年12月16日公布 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

2 - ① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）
 - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施する**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

福祉リワーク

医療リワークと福祉リワークの人員配置

- 医療リワーク：医師やMHSW等の専門資格者配置が必要で、人件費が高くなりやすい
- 福祉リワーク：必置資格者はサビ管中心で、支援員は資格不要も多く人件費は低い

資格・職種	医療リワーク (医療機関)	福祉リワーク (就労移行支援)	補足
医師 (精神科医等) 看護師	必須 (医療機関として必須) 多くは配置 (病院機能として)	不要 不要	医療リワークは診療の一環。就労移行は医療行為不可 医療機関では安全管理・体調確認で関与しやすい
精神保健福祉士 (MHSW)	いると望ましい (多い)	必須ではない	医療側は退院/社会復帰支援等でMHSW配置が多い 就労移行はPSWでなくても可
作業療法士 (OT)	いると望ましい (多い)	不要	医療リワークの「作業耐性訓練」で中心職種になりやすい
臨床心理士 / 公認心理師	いると望ましい (多い)	不要 (配置されることも)	CBT・心理教育などで重要。ただし法的必置ではない
サービス管理責任者 (サビ管)	不要	必須	就労移行支援は制度上必置
生活支援員	不要	必要 (配置される職種)	就労移行の基本職種
職業指導員	不要	必要 (配置される職種)	作業訓練・職業訓練担当
就労支援員	不要	必要 (配置される職種)	就職/復職支援の担当
社会福祉士	必須ではない	必須ではない	PSWの代替ではないが、福祉領域で配置されることはある

表1 就労移行支援サービス費（Ⅰ）利用定員・20人以下の場合（利用時間の規定なし）

就労定着者の割合 (就労後6ヶ月以上の定着率)	単位	1単位あたりの単価		報酬額（円）	
		1級地	等級なし	1級地	等級なし
50/100以上	1128	11.18	10.00	¥12,611	¥11,280
40/100以上50/100未満	959			¥10,722	¥9,590
30/100以上40/100未満	820			¥9,168	¥8,200
20/100以上30/100未満	690			¥7,714	¥6,900
10/100以上20/100未満	557			¥6,227	¥5,570
10/100未満	507			¥5,668	¥5,070
零の場合	468			¥5,232	¥4,680

主たる加算

初期加算(30日まで)	30	11.18	10.00	¥335	¥300
福祉専門職員配置加算（Ⅰ）	15	11.18	10.00	¥168	¥150
福祉専門職員配置加算（Ⅱ）	10			¥112	¥100
福祉専門職員配置加算（Ⅲ）	6			¥67	¥60

表2 精神科デイ・ケア（大規模）の場合（利用時間6時間）

	点	点あたりの単価	報酬額（円）
精神科デイ・ケア（大規模）	700	10.00	¥7,000
精神科デイ・ケア早期加算	50		¥500

福祉リワーク 就労移行支援での試算

就労移行支援のリワーク

驚!

精神科病院の
療養病棟入院料よりも高い

参考

精神療養病棟入院料	¥11,080
精神科急性期治療病棟入院料1 (30日以内)2020	¥20,200

(参考)
医療系リワーク

(休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用)

問 52 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断する。また、令和6年4月1日より前に支給決定された場合には、



令和6年3月29日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「令和6年度障害福祉サービス等改訂等に関するQ&A VOL.1」

することが適当と判断している場合

③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスの実施により、より効果的かつ確実に復職につなげることが判断した場合



注意

(今回の改正に伴い、以下のQ&Aについて削除)

・平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A (平成29年3月30日) 問12 (就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用)

なお、上記①及び②の要件に該当するかについて以下の書類の提出により、確認を行うこと。

ア 雇用先企業

- 当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスを受けることにより復職することが適当と判断し

イ 休職に係る診

- 当該主治医が、復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスを受けることにより復職することが適当と判断し、

ウ 相談支援事業

- 地域における、就労支援センター等による復職支援の利用が困難であり、市町村が、医療機関による復職支援が見込めないことを示す

※ セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、

身体障害者手帳

以下のいずれかの証書類により確認する (これらに限定されるものではない)。

- 精神障害者保健福祉手帳
- 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類 (国民年金、厚生年金などの年金証書等)
- 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- 自立支援医療受給者証 (精神通院医療に限る。)
- 医師の診断書 (原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等

(以下略)

(今回の改正に伴い、以下のQ&Aについて削除)

・平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A (平成29年3月30日) 問12 (就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用)



(休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用)

問 52 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(答)

障害福祉サービスの支給決定プロセスにおいて、障害者手帳等により、申請者が支給決定の対象である障害者であることを確認することとなっている。「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(事務処理要領)

その上で、一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の要件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- 1 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- 2 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- 3 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

可

全てよし!

1 他の支援では難しい

2 本人・会社・主治医が必要と判断

3 市区町村も妥当と判断

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合

なお、上記①及び②の要件に該当するかについては、下記ア～ウが作成する以下の書類の提出により、確認を行うこと。

- ア 雇用先企業
 - ・ 当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
- イ 休職に係る診断をした主治医
 - ・ 当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
- ウ 相談支援事業所（申請者）
 - ・ 地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類



ア（雇用先企業）	企業で復職支援困難を証明
イ（主治医）	医療機関で復職支援困難
ウ（相談支援）	地域支援等の利用困難証明

守られていない？



3 市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。

また、令和6年4月より前に支給決定された場合については、令和6年4月以降の受給者証の更新の際に、上記要件を満たしていることを同様の書類の提出をもって確認し、支給決定を更新すること。

(参考)「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(抄)

必須

第2-I-2

(3) 支給決定又は地域相談支援給付決定の対象となる障害者又は障害児であることの確認

市町村は、支給申請があった場合は、以下の証書類又は確認方法により、申請者又はその児童が給付の対象となる障害者又は障害児であるかどうかを確認する。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

イ 知的障害者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

ウ 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない)。

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)

⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること)等

守られていない?

喝

令和6年度障害者総合福祉推進事業

自治体における就労継続支援事業所の要件確認、就
労継続支援の報酬体系及び一般就労中の障害者の
休職期間中における就労系障害福祉サービス等の
実態に関する調査研究



株式会社インサイト

令和7年3月

演者はこの事業の構成員を務めました

【Q4. 障害福祉サービスでの復職支援(リワーク)は、「当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合」に利用可能であることをご存じでしたか。】(n=783)

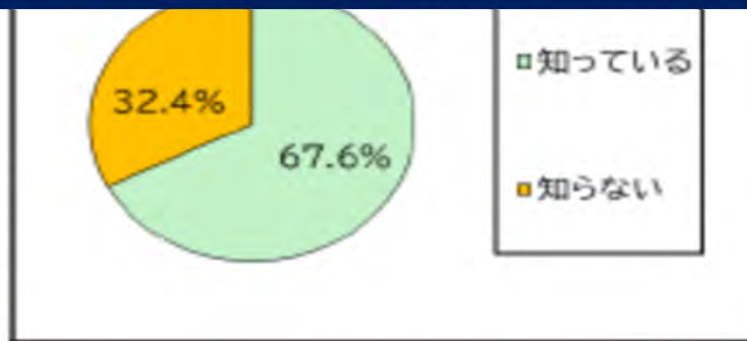
福祉リワーク

「知らない」が
3割以上もある

驚!

回答	件数	構成比
知っている	529	67.6%
知らない	254	32.4%
計	783	100.0%
無回答	4	

支給決定者の市町村への質問



Q5. 貴自治体に居住する障害者が利用可能な復職支援を実施している機関や障害福祉サービス事業所について、どの程度把握していますか。

喝

障害者が利用可能な復職支援を実施している機関や障害福祉サービス事業所について、どの程度把握しているかについて、「把握していない」が医療機関については607件(78.0%)、地域障害者職業センターは445件(57.2%)、障害福祉サービス事業所は426件(54.7%)となっている。

全国の相談支援 事業所への悉皆調査

福祉リワーク

**A型、生活介護で
行っていないのが3割以上**

驚!

Q22. R6 留意事項通知1(1)②イcにより、復職支援の支給決定利用に必要な3つの要件が示されていますが、令和5年度まで貴事業所ではこれらの事項について、どのような手段で確認していましたか。

留意事項通知で掲げる3つの要件について、R5 までの状況で事業所において確認している手段を聞いたところ、支給決定自治体に電話等をしている事業所は、就労移行支援 38.7%、自立訓練 60.6%、就労B 4.9%という回答だった。また、本人等から口頭、電話等については、就労移行支援 34.3%、自立訓練 19.7%、就労B 64.2%で、主治医、企業から口頭、電話等については、就労移行支援 12.3%、自立訓練 6.1%、就労B 4.9%となっている。

Q22. R6留意事項通知1(1)②イcにより、復職支援の支給決定利用に必要な3つの要件が示されていますが、令和5年度まで貴事業所ではこれらの事項について、どのような手段で確認していましたか。(SA : n=386)

	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型		自立訓練		生活介護	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
本人(家族、相談支援事業所含む)から口頭、電話等で確認していた	70	34.3%	13	48.1%	52	64.2%	13	19.7%	2	25.0%
主治医、企業から口頭、電話等で確認していた	25	12.3%	1	3.7%	4	4.9%	4	6.1%	1	12.5%
支給決定自治体に電話等で確認していた	79	38.7%	2	7.4%	4	4.9%	40	60.6%	1	12.5%
特に確認は行っていなかった	7	3.4%	9	33.3%	12	14.8%	3	4.5%	3	37.5%
その他	23	11.3%	2	7.4%	9	11.1%	6	9.1%	1	12.5%
計	204	100.0%	27	100.0%	81	100.0%	66	100.0%	8	100.0%
無回答	25		26		105		6		11	

- 復職がゴールではなく、再休職を防ぎ職場定着につなげる**ことが最重要**
- 医療・福祉・職業支援を適切に使い分け、**段階的に回復と再発予防を支える**
- リワークの定義：うつ病などのメンタル不調で休職した人が、安全に復職できる状態を回復するための支援プログラム
- 目的の本質：復職そのものではなく、再休職予防と職場定着
- リワークは3類型：**1** 医療機関 **2** 地域障害者職業センター **3** 就労移行支援（福祉リワーク） で役割が異なる
- 典型的プロセス：導入→安定→復職準備→復職判定・職場調整→復職後フォロー
- 制度根拠の整理（Q&A等）：休職中の一般就労障害者でも、一定要件下（3要件）で就労系障害福祉サービス利用が可能とされてきた
- 医療と福祉の構造差：医療リワークは専門職配置で高コストになりやすく、福祉リワークは制度上比較的 low コストで継続支援に強み
- 課題（運用・周知）：自治体担当者でも「知らない」が3割以上、要件確認が徹底されていない実態もあり、周知と運用改善が必要